

### 建築士事務所廃業届

記入例

建築士事務所を廃業しましたので、建築士法第23条の6の規定により、次のとおり届出ます。

新規登録をするために廃業する場合は、記入しないで下さい。(個人→法人の場合等)

令和〇〇年 〇月 〇日

徳島県指定事務所登録機関  
一般社団法人徳島県建築士事務所協会 会長 殿

(法人の場合、法人の名称及び代表者の氏名)

届出者住所 徳島市幸町3丁目55番地自治会館2階

・法人が変更になった場合は、新法人名で届けてください。(役職名もご記入ください)

氏名 代表取締役 阿波 太郎

届出の理由	1.廃止 2.死亡 3.破産 4.合併による解散 5.破産又は合併以外の事由による解散	
建築士事務所	ふりがな 名 称	徳島建設株式会社一級建築士事務所
	所在地	徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2階
	登録の別	一級 ・ 二級 ・ 木造
	登録番号	徳島県知事登録第 〇〇〇〇〇 号
	登録年月日	令和〇〇年 〇月 〇〇日
届出事由の生じた日	令和〇〇年 〇月 〇日	
事務所と届出者との関係	1.建築士事務所の開設者であった者 2.相続人 3.破産管財人 4.役員であった者 5.清算人	

注) 建築士事務所登録申請書の副本を添えること  
紛失している場合は以下を記入すること

1 紛失の時期

2 紛失の理由

紛失の場合は、ご記入ください。

管理建築士が死亡した場合、死亡した日が廃業日となります。あわせて「建築士の死亡届」が必要となります。